

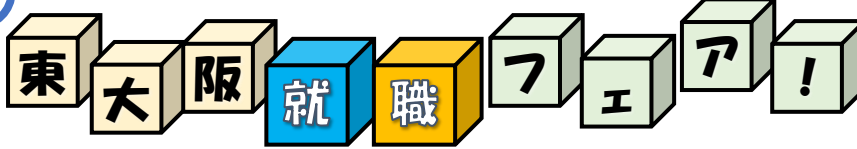


労政ニュース

編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりーと共済』に
ゆとりーと共済事務局
TEL 06-4309-2315

① ～合同就職面接会で人材確保をバックアップ！～



参加企業募集！！

＜令和8年度東大阪市
モノづくり若年者等就業支援事業＞

東大阪就職フェアは、参加企業が会場でブースを構えて、求職者に会社概要や採用条件などを説明、その場で面接して頂く“合同就職面接会”です。貴社の人材確保のためにぜひご参加ください。

日時 2026年 **10月9日（金）** 13時～16時

参加費 **無料**

会場 **東大阪商工会議所 本所本館 4階大会議室**（東大阪市永和 2-1-1）

対象 原則、東大阪市内に主たる拠点のある事業所（製造業優先）

申込 ◎会場の都合上、定数は**30社**（予定）となります。

◎2026年 **7月17日（金）**までに、下記申込書にご記入の上FAXにてお申込みください。

参加決定 ◆正社員・未経験者・新規学卒者の採用を優先するなど、求人内容を審査し、参加企業を決定します。
（※参加の可否については2026年8月上旬にご連絡致します）

★**申込み・問合せ先**★ 東大阪商工会議所企画調査部 **FAX 06-6725-3611** TEL 06-6722-1151

東大阪就職フェア 参加申込書

事業所名				所在地	(〒 -)
ご担当者氏名				役職	
TEL				FAX	
e-mail				雇用保険適用 事業所番号	
事業内容					

求人募集内容記載に
あたっての注意事項

・申込み多数の場合、下記求人内容をもとに参加企業を決定致します。
・労働施策総合推進法に基づき、原則、年齢制限を設けることができません。

募集内容 各種条件については該当項目に○を付けて下さい。	募集職種				
	募集人数	人	勤務地		
	各種条件	<雇用形態> 正社員・パート / <経験> 要・不要 / <資格> 要・不要			
		<年齢制限> 無・有(歳以下) / <2027年3月卒採用> 可・不可			
	募集職種				
	募集人数	人	勤務地		
各種条件	<雇用形態> 正社員・パート / <経験> 要・不要 / <資格> 要・不要				
	<年齢制限> 無・有(歳以下) / <2027年3月卒採用> 可・不可				

※ご記入頂いた情報は主催者からの連絡・情報提供のため、利用することがあります。

初めてでもわかる外国人雇用

～外国人雇用の基礎から成功事例まで～

少子高齢化の影響により国内の若年層の人材確保が年々難しくなる中、多くの企業で採用や人材定着が大きな課題となっています。その解決策として、特に注目されているのが『外国人採用』です。本セミナーでは、今注目の人手不足解決策として『外国人採用』に関するノウハウと成功事例について説明します。奮ってご参加ください。

日時	2026年7月24日（金）14時～16時		
会場	東大阪商工会議所 本所 本館4階大会議室（東大阪市永和2-1-1）		
講演	◆第1部【講演】14:00～15:00 「外国人採用と定着支援」 講師：(株)YOLO JAPAN 代表取締役 加地 太祐 氏 ※2016年に在留外国人向け求人メディア「ヨロワーク」を立ち上げ、現在日本最大級の規模に成長し人手不足解消の一役を担う。 ◆第2部【外国人材活用企業の事例発表】15:00～15:30 発表者：(株)フジ矢 代表取締役 野崎 恭伸 氏 1923年創業、建設業や工場で使用されるプロ用高級ハンドツールを製造、主力製品のペンチやニッパーは国内シェアの半分以上を占めている。受注拡大に伴う生産力の増強を図るため、国内における職人の確保が困難であると判断し、ベトナム人技能実習生の受け入れを開始する。 ◆第3部【施策説明】15:30～16:00 「東大阪の人手不足を解決！大阪府が支援する『無料相談・専門家サポート』で進める、失敗しない外国人材雇用」 説明者：大阪外国人材採用支援センター（公財：大阪産業局） 【会社HP】 【会社HP】 【申込 二次元バーコード】		
定員	30名	参加費	無 料

申込・問合せ：東大阪商工会議所 振興部 [FAX 06-6725-3611](tel:06-6725-3611) [TEL 06-6722-1151](tel:06-6722-1151)

【申込書】

事業所名		所在地	(〒 -)
TEL		FAX	
参加者名		部署・役職	

※ご記入頂いた個人情報は東大阪商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用することがあります。

※本所駐車場の台数には限りがございます。予めご了承ください。尚、ご迷惑となりますので、近隣の商業施設等への駐車はご遠慮ください。

共催：大阪外国人材採用支援センター（公財：大阪産業局）

大阪府小規模経営支援事業地域活性化事業

1 外国人雇用で最大80万円 助成される制度をご存じですか

- ▶ 人手不足が慢性化するなかで、技能実習、特定技能、留学生アルバイトなど、外国人材を受け入れる企業は増えています。一方で、言語の壁や制度理解の差から、労働条件をめぐる誤解が生じやすく、少しの行き違いが早期離職や労使関係のトラブルに直結します。
- ▶ 人材確保等助成金の『外国人労働者就労環境整備助成コース』は、そうした外国人特有の事情に配慮した就労環境を整備し、職場定着に取り組む事業主を支援する制度です。

1. 【対象事業主・対象となる外国人労働者】

- ▶ 本コースの対象は、雇用保険被保険者となる外国人労働者（特別永住者および在留資格「外交」「公用」を除く）を雇用する事業主です。技能実習生も含まれ、アルバイト等であっても雇用保険の被保険者になる場合は対象になります。

2. 【対象事業主・対象となる外国人労働者】

- ▶ 本コースでは、必須メニュー2つと、選択メニューのいずれか1つを実施します。

◎必須メニュー	労務管理責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、雇用する外国人労働者に周知するとともに、1回以上の面談
	就業規則等の多言語化	就業規則、労働協約、労働条件通知書、雇用契約書のいずれかを多言語化し、雇用する外国人労働者に周知

◎選択メニュー	苦情・相談体制の整備	外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用する言語による苦情・相談体制を新たに整備
	一時帰国のための休暇制度	一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得
	社内マニュアル・標識類等の多言語化	社内マニュアルや標識類等を新たに多言語化し、計画期間中に周知

3. 【助成額】

- ▶ 1制度導入につき **20万円(上限80万円)** 事業主単位に助成

◎問合せ [TEL 06-7669-8900](tel:06-7669-8900) 大阪労働局助成金センター



② ～ 外国人雇用に関する助成金は

目的や対象が異なると他の助成金も併用が可能です ～



1. 【キャリアアップ助成金】

▶助成金は、有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者といった非正規雇用者のキャリアアップを支援する制度です。外国人労働者にも適用され、処遇の改善や雇用の安定、キャリア形成を図ることができます。代表的なコースは以下のとおりです。

コース名	内 容	助成額(中小企業)
◎正社員化コース	有期契約労働者を正社員に転換した場合	1人あたり 最大 80 万円 ※大企業⇒最大 60 万円
◎賃金規定等改定コース	基本給の賃金規定を 3%以上増額改定し、その規定を適用した場合	1人あたり 最大 7 万円 ※大企業⇒最大 4.6 万円
◎賃金規定等共通化コース	正規雇用者と同様の賃金規定を非正規雇用者に適用した場合	1事業所あたり 最大 60 万円 ※大企業⇒最大 45 万円
◎賞与・退職金制度導入コース	賞与・退職金制度を新たに導入し、支給等を実施した場合	1事業所あたり 最大 56.8 万円 ※大企業⇒最大 42.6 万円
◎短時間労働者労働時間延長支援コース	短時間労働者の労働時間を 2 時間以上延長、賃金を 5%以上引き上げた場合	小規模企業⇒1人あたり最大 50 万円 中 小 企 業⇒1人あたり最大 40 万円 大 企 業⇒1人あたり最大 30 万円

問合せ [TEL 06-7669-8900](tel:06-7669-8900) 大阪労働局助成金センター



2. 【両立支援等助成金】

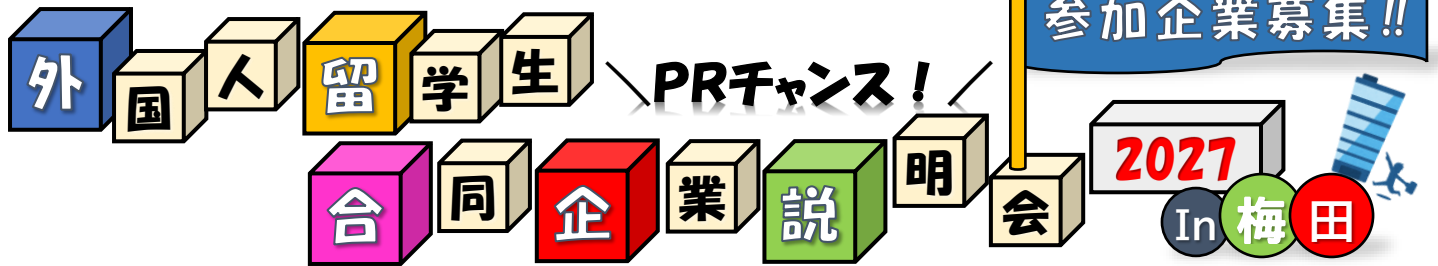
▶助成金は、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備した場合に助成されます。外国人労働者の家庭事情に対応する制度構築に活用できます。代表的なコースは以下のとおりです。

コース名	内 容	助成額(中小企業のみ対象)
◎出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業を取得した場合	1人目 20 万円 育休取得率アップは最大 60 万円
◎介護離職防支援止コース	対象者が介護休業を取得し、職場復帰した場合や時差出勤制度、短時間勤務制度、業務代替要員を新規雇用、有給の介護休暇制度を導入し利用した場合	1人あたり最大 40 万円 制度導入は最大 30 万円
◎育児休業等支援コース	育児休業の取得・職場復帰支援に関する支援プランの作成と面談の実施、職場復帰後 6 か月以上の継続雇用	育休取得時 30 万円 職場復帰時 30 万円
◎育休中等業務代替支援コース	育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用した場合	手当支給等 最大 240 万円 新規雇用 最大 81 万円
◎柔軟な働き方選択制度等支援コース	柔軟な働き方として、時差出勤制度やテレワーク、短時間勤務制度などの導入や子の看護等休暇を有給化し、制度利用した場合	柔軟な働き方 最大 25 万円 子の看護等休暇 30 万円

問合せ [TEL 06-6941-4630](tel:06-6941-4630) 大阪労働局雇用環境・均等部

4 令和8年度 東大阪市人材確保事業

<主催/東大阪商工会議所・東大阪市>



東大阪商工会議所では、外国人留学生を採用したい企業を支援するため、外国人留学生向け合同企業説明会を開催いたします。「海外との取引を検討している」「留学生の採用に関心がある」といった企業の方々には、外国人材を採用するチャンスです。
ぜひこの機会にご参加ください。

日時 2026年 **10月19日**(月) 13時～17時

会場 **アクセス梅田フォーラム**(大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル 12 階)

対象 東大阪市内の事業所又は東大阪商工会議所会員 **参加費** 20,000円(税込)
(一社につき1ブースを設けます)

申込 ◎定数は**10社**(先着順)となります。
◎**7月31日(金)**までに、下記申込書にご記入の上 **FAX** 又は **Web** にてお申込みください。

内容 外国人留学生を対象とした合同企業説明会。
会場で企業ごとにブースを構え、来場者と直接面接する方式です。

- ※注意事項
- ・一旦お支払い頂いた参加料は原則お返しできません。
 - ・なお、自然災害や施設の事故等、不可抗力により主催者が中止を決定した場合は、中止時点での執行費用を清算し、お預かりした参加料の全額又は一部を開催費用としてご負担頂くことがあります。

★申込み・問合せ★

東大阪商工会議所 振興部

FAX 06-6725-3611 TEL 06-6722-1151

▼Web 申し込みはこちら▼



外国人留学生向け合同企業説明会 参加申込書

お申込み日 2026年 月 日

※事務局にてお申込み確認後、改めてご連絡致します。

事業所名				ご担当者	
所 属				役 職	
所 在 地	(〒 -)				
T E L			F A X		
e-mail					

※お知らせやガイドブックの校正などはメールでご連絡致しますので必ずご記入ください。

※ご記入頂いた情報は東大阪商工会議所からの連絡・情報提供のために利用することがあります。

協力/大阪外国人材採用支援センター(公益財団法人大阪産業局)

『モノづくり人材育成塾』にご協力いただける

企業を募集しています！

✓ 『モノづくり人材育成塾』とは

■市内在住の49歳以下の東大阪市内モノづくり企業への就職希望者(学生除く)を対象に、大阪府立東大阪高等職業技術専門校で製図やCADなどの基礎的な技術や知識を学んだ後、企業実習を経て就職を目指すプログラムです。毎年多くの塾生が市内モノづくり企業へ就職しています。

■今年度は以下の期間で事業を行います。

技能講習期間：2026年11月6日(金)～11月28日(土)

企業実習期間：2026年12月7日(月)～12月11日(金)

■現在、企業実習受け入れにご協力いただける企業を募集しております。

↓【実習生受け入れについての詳細は、下記までお問合せください。】↓

東大阪商工会議所

モノづくり若年者等就業支援事業 事業推進員(担当:坂倉)

TEL 06-6722-1159 FAX 06-6725-3611



※ワークスタイル東大阪ホームページにて、昨年の開催内容や卒業生の声をご覧いただけます！



6 障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。※2026年7月以降

	2023年度	2024年4月	2026年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

詳しくはこちら

